

消費生活センターだより

発行 姫路市消費生活センター

- も く じ
- 姫路市消費生活センターの啓発キャラクター誕生!
- 平成 30 年度 消費生活相談概要がまとまりました
- 副業や投資の儲け話に要注意! ~情報商材のトラブル~
- 消費生活センターが行う啓発事業のご案内
- 地域にやさしい「地産地消」とは?



姫路市消費生活センターの啓発キャラクターが誕生しました!

桃色の忍び装束をまとったかわいい忍者、名前は「いややつ娘」。
 普段は、市民のみなさんに『消費者被害から身を守る心得』を説いています。
 さらに、消費者トラブルで困っている人がいたらすぐに参上し、
 「消費者ホットライン☎188 (いややつ)」を案内しています。

平成30年度

消費生活相談概要がまとまりました

相談件数
ワースト10

平成30年度に姫路市消費生活センターに寄せられた消費生活相談の概要がまとまりました。その結果をお知らせします。





消費者トラブルに 遭わないために



新規相談が
急上昇

グイ〜ン!

3528件 4229件

平成29年度 平成30年度

平成30年度に姫路市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は4,229件、継続相談件数は1,615件、受付総数は5,844件でした。

新規相談件数は、前年度3,528件から701件増加しています。

契約当事者※を男女別で見ると、女性の割合が若干多く、年齢割合では男女共70歳代以上が最も多く、男性は22.6%、女性は25.2%を占めました。

※契約当事者とは、相談者とは別に消費生活上の取引をした当事者を把握するため、相談の動機となる消費生活上の行為をした当事者のこと。

◆ハガキによる「架空請求」の相談が急増!

自宅に法務省などの行政機関名で「総合消費料金の訴訟通告」というハガキが届く架空請求の相談が急増しました。60~70歳代の女性からの相談が圧倒的に多く、「訴訟」や「差し押さえ」という裁判をイメージさせるような言葉で不安をあおり、慌てて連絡してきた人を脅して金銭を要求します。

平成30年度の全体の相談件数が大幅に増加した大きな要因です。

総合消費料金の
訴訟通告

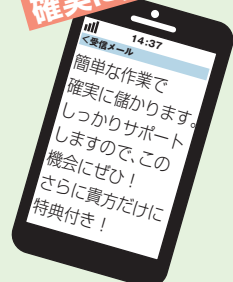
訴訟?

差し押さえ?

◆「放送・コンテンツ」に関する相談は、 昨年度に引き続き減少傾向。

「突然スマホに身に覚えのない有料動画の未納料金を支払うようショートメッセージが届いた」などのインターネットを使った架空請求に関する相談が減少しました。ただその一方で、副業や投資、ギャンブル等でお金儲けのノウハウと称してインターネットなどで売買される「情報商材」に関する相談が増加しています。「簡単な作業で」「サポートします」「確実に儲かる」などと勧誘されたが儲からず、事業者に連絡をとると「もっと良い」という商材を勧められ、さらに高額な契約をしてしまったというものです。

副業・投資
ギャンブル
確実に儲かる?



◆「健康食品」と「化粧品」では、 定期購入トラブルに関する相談が依然多い。

「お試しのつもりで注文したら定期購入になっていた」といった相談が、依然として多く寄せられています。また、通販で購入したが「身体に合わない」「肌に合わない」などの理由で、解約したいがなかなか連絡がとれないという相談も増えています。



請求書

SUPPLEMENT

あれ?
お試しの
はずなのに?

◆「工事・建築・加工」は、家の新築や リフォームに関する相談が多い。

「業者の対応」「工事価格」「施工技術」「アフターメンテナンス」が主な内容です。昨年は大阪府北部地震や西日本豪雨などの災害があったため、「突然、来訪した事業者から『火災保険金で工事ができる』と言われ外壁工事を契約した。内容が不審なので解約したい」といった相談が寄せられるなど、天災に便乗した外壁塗装や屋根工事の勧誘も見られました。



◆「ファンド型投資商品」に関する相談が 昨年度の3.4倍。

多数の人から資金を集めて運用し、収益の配分を行う「ファンド型投資商品」に関する相談が大幅に増加しました。農作物の加工食品を中心に通信販売を行う事業者の倒産も影響しており、「配当金が支払われる農園オーナーに投資しているが、事業者が倒産した。お金は回収できるのか」といった内容の相談がありました。



元本割れしないの?

～消費生活センターより一言～

平成30年度の新規相談件数は、前年度に比べ約700件も増加しており、その多くは高齢者を狙った架空請求に関する相談でした。相手は組織ぐるみで、次々と新しい手口を仕掛けてきます。

架空・不当請求は、「少額だから」「後々、面倒だから」と安易に支払ってしまうと、簡単にお金をとれる人と見なされ、さらに新たな請求を受ける可能性があります。自分が申込みをしていなければ契約は成立しておらず、支払う義務はありません。

普段から「そもそも契約は成立しているのか」を考える習慣をつけましょう。そして、家族や地域の人とために会話するよう心がけましょう。それが消費者被害の防止につながります。

その電話の相手は誰か確認しましたか？
安易に信用してはダメですよ！



消費生活センターは、最も身近な相談窓口です。どんな小さな疑問でも相談することで適切な対応方法を知ることができます。大切なのは、一人で悩まず、すぐに相談することです。どうぞ気軽にご相談ください。また、まわりに悩んでいる人がいたら、ぜひ相談するよう勧めてください。

「簡単に高収入を得られる」 副業や投資の儲け話に要注意！

情報商材とは、お金儲けのノウハウなどと称して、インターネット上で販売される情報のことです。「誰でも簡単に稼げる」と書かれたSNSの広告を見て情報商材を購入したところ、「全くもうからない」「成果がなかったら返金すると書いてあるが返金されない」といった相談が寄せられています。中には、途中でおかしいと思ってもお金を支払っているのに業者を信じようとする願望が働き、やめられずに次々と追加契約してしまったというケースもあります。



事例

SNSの広告で紹介された「簡単に儲かる」という情報商材をみつけて購入したが、難しくて広告のように儲からなかった。すると相手業者から電話がかかり、更に高額なサポート契約を勧められ契約してしまった。やっぱり解約したい。



～アドバイス～

- ・「必ず収入が得られる」など利益が確実であるかのような広告は要注意！
「儲かるまでサポートする」「返金保証」「大多数の人が収益を上げている」という言葉を信じて安易に契約するのは危険です。
「誰でも」「簡単に」「絶対に」「楽に」儲かる仕事なんてありません。
- ・内容のわからないものは購入しない！
情報商材は、契約前に中身を確かめることはできません。申し込んでみたものの内容が難しすぎたり、逆に誰でも知っている情報だったりと期待した内容と違っていったという相談も寄せられています。
- ・不安に思ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

消費生活センターが行う啓発事業のご案内！

姫路市消費生活センターでは、消費者の意識や知識の向上を目的として講演会やセミナーなどを実施しています。その内容をご紹介します。

9月 高齢者消費者被害防止講座

11月 暮らしに役立つ金融経済講演会

(ファイナンシャルプランナー等をお招きした金融経済に関する講演会です。)

12月 消費生活セミナー

(衣食住など日々の暮らしに密着したテーマについて学ぶセミナーです。)

2月 消費生活講演会

(平成30年度はやましたひでこさん、平成29年度は奥園壽子さんをお招きしました。)

講演会
セミナー開催の
お知らせ



皆さんも参加して
みませんか？

- これらの事業は、姫路市在住又は在勤の方を対象としています。参加者募集のご案内は、広報ひめじやホームページへの掲載、地域事務所・支所・出張所などへのチラシの設置などにより情報提供していきますので、参加してみたい！
- と思われた方は、ぜひお申し込みください。

地域にやさしい「地産地消」とは？

～「エシカル消費」できることからはじめよう！～

「エシカル消費」とは、

人や社会、地球環境にやさしい(配慮した)商品やサービスを選んで消費することです。

今回は、エシカル消費の一つである「地産地消」についてご紹介します。

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費するという、「地域」にやさしい消費行動です。



●環境にやさしい

- ・地元の直売所等では、廃棄処分されていた規格外の農作物を販売でき、食品ロスの削減につながる。
- ・食材の輸送距離が減るため、二酸化炭素の排出量が少なくなり、環境への負荷が軽減される。

●食の安全安心につながる

- ・生産者の顔が見えるので安心できる。
- ・「旬」の食材、新鮮で栄養価の高い食材が手に入る。

地産地消の利点は？



●食文化の継承につながる

- ・地域の特産品を知り、伝統食文化を味わうことができる。
- ・地域の「食」に関する興味が高まり、地域への愛着につながる。

●地域の活性化につながる

- ・消費者と生産者の信頼関係が築かれ、生産者の意欲や誇りが高まる。
- ・地域の生産者の収入につながる。

～地産地消と食育～

姫路市では、学校給食に姫路市産、兵庫県産の食材や郷土料理、行事食を取り入れて地産地消を推進しています。

地元でどのような食材が生産されているのか、旬の食材にはどのようなものがあるのかなど地域の産物や食文化について理解を深めることにより、生産者に対する感謝の気持ちや食べ物を大切にする心が育ちます。

平成30年度の学校給食では、お米は100%姫路産、れんこん、しろ菜、わけぎ、ロマネスコは9割以上姫路産を使用しました。



「エシカル消費」に決まったルールはありません。買い物をするときやものを廃棄するとき「人や社会、環境にやさしいのかな」と考えれば、それが「エシカル消費」です。まずは自分のできる範囲で始めてみましょう。

消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話又は来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホット
ライン

い や や
☎188 ※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります。

土・日・祝日 国民生活センターにつながります。(10:00～16:00)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページ http://www.kokusen.go.jp/map/weekend_madoguchi.html をご覧ください。

④土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。

事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

ホームページアドレス <http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212110>

※メールでの相談は受け付けていません。

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター

検索

